

## 海外留学生の誕生

一九八一（昭和五六）年十一月、本学は国際交流センターを開設した（初代所長桑田三郎法学部教授）。これにより、外国の大学・研究機関との積極的な交流や、学生の海外留学、外国人留学生の受け入れなど、さまざまな交流事業が組織的に行われるようになった。

ところで本学に海外留学生制度が設けられたのは、一八九七（明治三十）年のことである。『法学新報』第七七号には、卒業生の中から特に「雋秀の士」を選んで漸次海外へ留学させる方針が公表されている。この方針は、のちに東京法学院学則上で「本院卒業生ニシテ品行方正学業優等将来有望ノ者ニハ学費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ」と規定されるに至り、制度化された。

これにもとづいて翌九八年には、花井卓蔵（八八年七月英吉利法律学校卒業）が海外留学生に選ばれている。花井はイギリス・フランス・ドイツの三カ国へ留学する

ことになっていたが、すでに弁護士活動が多忙であったことに加えて同年に予定されていた第六回衆議院議員選挙への出馬準備などが重なり、結局留学は実現されなかった。

花井に代わって新たに留学生に選ばれたのが、渡辺豊治であった。渡辺は英吉利法律学校英語法学科に特別認可生として入学し、八九年七月に同校を卒業した。同年十月に実施された文官高等試験では、司法省司法官になることを目指して受験に臨み、みごとに合格している。

任官後の渡辺は、名古屋地方裁判所判事、静岡地方裁判所判事などを歴任し、留学直前には東京地方裁判所部長を務めていた。文官高等試験は、当時最難関の試験であったから渡辺は「学業優等将来有望」の海外留学生としての資格は十分であった。

留学が内定すると渡辺は裁判所部長を退職し、九九年十二月、ドイツに向けて旅立った。留学先にドイツ帝国

が選ばれたことは、当時日本における法学の潮流がもはや仏法でも英法でもないことを如実に反映していた。

ドイツでの渡辺はフライブルヒ大学並びにイエナ大学で学び、民法および民事訴訟法の研究に専心し、一九〇三年七月には「ドクトル、ユリス、ウトリウスクエ」の学位を得て、翌八月に帰国している。実に三年八月に及ぶ長期留学であった。

さて、帰国後の渡辺は、どのような人生を歩んだであろうか。彼はまず東京地方裁判所判事に復職するが、二年半後には官吏を辞め、弁護士活動を開始している。渡



本学最初の海外留学生 渡辺豊治

辺はまた〇五年から本学で教鞭をとり、留学中に研鑽を積んだドイツ法を学生たちに講義し、一三（大正二）年十二月に四十五歳の若さで亡くなるまで八年余、講師を務めている。

つまり帰国後の渡辺は、司法官僚から在野に身を転じているのである。このような渡辺の転身をみる時、本学最初の海外留学生としての留学経験が、彼にとつていかに大きなものであったかが、うかがわれるのである。

なお、校名が中央大学と改称された〇五年の九月には、第二回の留学生として、大場茂馬が法律学研究のためドイツへ、茅原廉太郎（華山）が英語学研究のため英米両国へそれぞれ出発している。